



(3) 国民健康保険の被保険者でない者であって、国民健康保険の被保険者であったならば国民健康保険法第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により松前町の区域内に住所を有するものとみなされる事情があると認められるもの（その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村からこの条例に規定する医療費助成と同等の医療費助成を受けることができる者を除く。）

2 この条例において「保護者」とは、松前町の住民基本台帳に記録されている者のうち、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

3～6 省略

(助成)

第4条 町は、助成対象者が子どもに係る保険給付につき一部負担金を負担する場合において、当該助成対象者に対し、当該一部負担金に相当する額を助成する\_\_\_\_\_。

(助成制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、子どもに係る保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者からの賠償が行われるときは、その限度において、同条の助成は、行わない\_\_\_\_\_。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる保険給付に係る一部負担金について松前町ひとり親家庭医療費助成条例（昭和49年松前町条例第26号）又は松前町重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年松前町条例第11号）の規定により医療に関する助成を受けることができるときは、前条の助成は、行わない\_\_\_\_\_。

2 この条例において「保護者」とは、松前町在住者\_\_\_\_\_のうち、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

3～6 省略

(助成)

第4条 町長は、助成対象者が子どもに係る保険給付につき一部負担金を負担する場合において\_\_\_\_\_、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。

(助成制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、子どもに係る保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者からの賠償が行われるときは、その限度において、同条の助成は、行わないものとする。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる保険給付に係る一部負担金について松前町ひとり親家庭医療費助成条例（昭和49年松前町条例第26号）又は松前町重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年松前町条例第11号）の規定により医療に関する助成を受けることができるときは、前条の助成は、行わないものとする。

(1)・(2) 省略

(1)・(2) 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。